

33. 安全設備規則及び居住衛生設備規則並びに同検査要領における改正点の解説 (提出図面等の省略関連)

1. はじめに

下記規則等における提出図面等の省略に関する規定が一部改正された。以下、改正された規定について解説する。

- (1) 安全設備規則及び同検査要領：1999年7月19日規則第25号及び達第25
- (2) 居住衛生設備規則及び同検査要領：1999年7月19日規則第26号及び達第26号

2. 改正の背景

登録検査時の図面等の審査を受けるために定められた図面等を本会に提出することとなっているが、同型船等については、すでに承認された図面等を利用して審査することが可能であり、申込者の図面等の提出に関わる負担を減じるために提出する図面等を省略できる規定を定めた。

3. 改正の内容

3.1 安全設備規則 2編 検査

(1) 2.1.2 提出図面及びその他の書類

-2.として同一の事業所において、すでに承認された図面及び書類を用いて安全設備を製造する又は設置する場合には、提出すべき図面及びその他の書類の提出を省略できる旨規定した。

3.2 安全設備規則検査要領

(1) 2.1.2 提出図面及びその他の書類

安全設備規則 2編 2.1.2 に申込者が登録検査申込みを行う前に必要な図面及び書類の審査を受けることができる旨規定されている。今回、本改正において事前審査申込書の提出を明確化した。また、承認済みの図面及びその他の書類を利用し、その提出を省略する場合又は一部のみ変更する場合の事務規定を定めた。

3.3 居住衛生設備規則 2編 検査

(1) 2.1.2 提出図面及びその他の書類

-2.として同一の事業所において、すでに承認された図面及び書類を用いて居住衛生設備を製造する又は設置する場合には、提出すべき図面及びその他の書類の提出を省略できる旨規定した。

3.4 居住衛生設備規則検査要領

(1) 2.1.2 提出図面及びその他の書類

居住設備規則 2編 2.1.2 に申込者が登録検査申込みを行う前に必要な図面及び書類の審査を受けることができる旨規定されている。今回、本改正において事前審査申込書の提出を明確化した。また、承認済みの図面及びその他の書類を利用し、その提出を省略する場合又は一部のみ変更する場合の事務規定を定めた。

34. 安全設備規則検査要領における改正点の解説（航海設備の解釈関連）

1. はじめに

平成11年7月19日付達25号により安全設備規則検査要領の航海設備の解釈に関する規定が一部改正された。以下、改正された規定について解説する。

2. 改正の背景

1998年7月1日から施行された船級要件の拡大に関連し、安全設備規則に規定された航海設備に関する具体的な解釈、例示等について SOLAS 条約の解釈、運輸省 船舶検査の心得等を取り入れた。

3. 改正の内容

3.1 1編 総則 1章

(1) 1.1.1 適用

規則1編 1.1.1-3.に規定された「航路に特別な制限のあるもの」については、従来から鋼船規則にて規定されて

いた "Greater Coasting Service", "Restricted Greater Coasting Service", "Coasting Service", "Smooth Water Service" 等を付記して登録する船舶を含める旨明確化した。

(2) 1.1.3 特殊な船舶

規則1編 1.1.3 に規定された「特殊な船舶」の例として「潜水船」（航海灯要件）を掲げ、その構造上規則の適用が困難な船舶が「特殊な船舶」であると明確化した。

3.2 2編 検査

(1) 1.1.4 定期的検査の時期の繰り上げ

1.1.3において鋼船規則による定期的検査の時期に安全設備規則による定期的検査を行う旨規定しているため、鋼船規則による定期的検査の繰り上げの際にのみ、安全設備規則による定期的検査を繰り上げることを明確化した。

(2) 1.1.5 定期検査の延期

1.1.3において鋼船規則による定期的検査の時期に安全